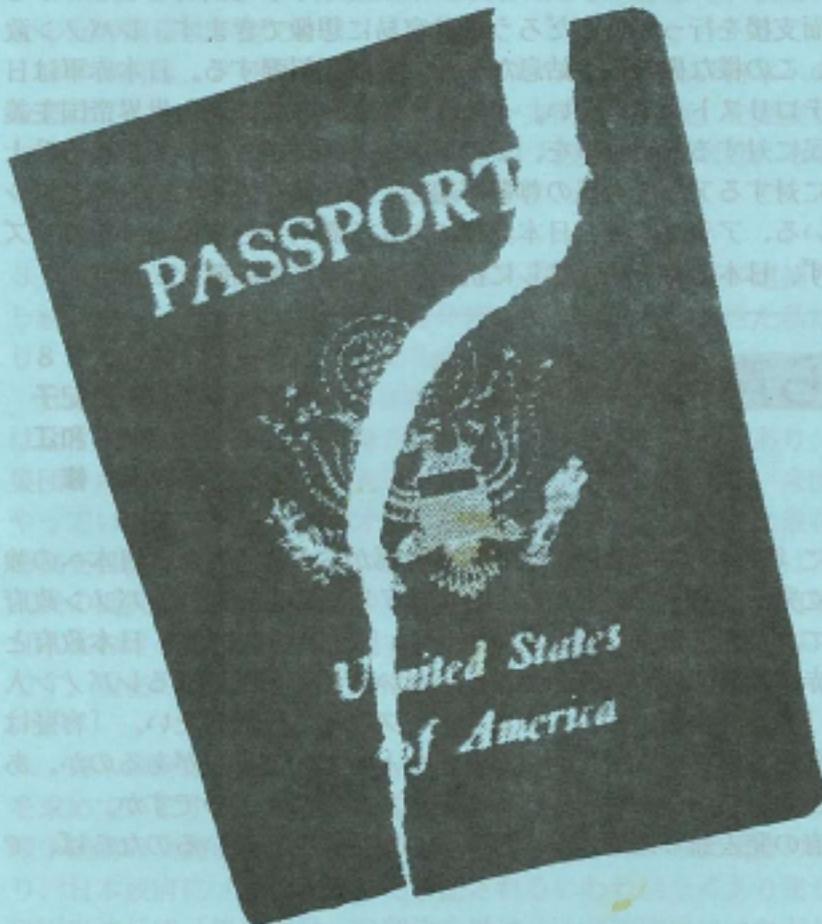


帰国者の裁判を考える会

東京都港区新橋2・8・16新橋石田ビル4階 救援連絡センター 気付 電話03(3591)1301  
郵便振替 00120-2-398834 「帰国者の裁判を考える会」 定価200円 年12回分 3000円

# ザ・パスポート



1997年3月15日発行

59

# 日本政府の恫喝を許すな！

1997. 2. 26  
帰国者の裁判を考える会

日本赤軍とみられる5名が、レバノンで身柄を拘束されているとの報道がありますが、逮捕なのか、あるいは事実か否かと言った点も情報が不充分かつ不確実で詳細は判りません。しかし、仮に5名が拘束されているとするならば、日本政府はお得意の経済援助を盾に、強引な身柄引渡しを画策しているだろうし、米帝も政治的・軍事的恫喝をちらつかせながら日本政府に対し側面支援を行っているだろう事は容易に想像できます。レバノン政府とアラブ人民に対する、この様な傲慢かつ姑息なやり口を断固糾弾する。日本赤軍は日・米帝の言うところの「テロリスト」ではない。イスラエル・シオニストと世界帝国主義諸国によるパレスチナ人民に対する侵略戦争を、アラブ人民と共に闘っている正義の兵士なのです。岡本公三さんに対するアラブ人民の尊敬が端的にその事を表しています。パレスチナ解放闘争を闘っている、アラブ人民と日本赤軍に対する謂れ無き中傷と「テロリズム」キャンペーンを許さず、日本への身柄引渡しに抗議すると共に断固阻止しよう。



## 獄中から声明します！

1997. 2. 28  
日本赤軍 浴田由紀子  
吉村 和江  
丸岡 修

日本政府は、2/17に「レバノンにおいて日本赤軍幹部が5人拘束され、日本への強制送還になる」と一方的に発表しました。しかし、2/27現在において、レバノン政府は拘束自体を正式に認めておらず、送還の話もありません。にもかかわらず、日本政府と日本のマスコミは、日本赤軍との関係すら証明されていない合法的市民であるレバノン人と日本人の4人までをも「容疑者」扱いにしています。マスコミに質問したい。「容疑は何か」と。また、仮に彼女たちが日本赤軍と関係があったとして、何の罪があるのか。あなた達は、パレスチナ人民、レバノン人民を皆、「容疑者」扱いにするのですか。

以下は、仮に、日本政府の発表通りに岡本同志以下5名が拘束されているのならば、で述べます。

1. 日本赤軍に対する「テロリスト」非難をやめて下さい。日本のマスコミは、72年のリッダ闘争を「無差別テロ」と非難してきましたが、岡本同志の拘束が不明となった今になって、「オカモトはアラブでは特別な存在であり、英雄を日本に売り渡せない」と報じています。

リッダ闘争で巻き添えになってしまった非シオニストの一般旅行客に対して私たちは謝罪しますが、イスラエル軍の乱射による死傷者が含まれている事実を忘れないで下さい。また、イスラエル軍による無差別爆撃やシオニストによる無差別テロに対するパレスチナ側からの報復作戦であったことも忘れないで下さい。

2. 今回のレバノン政府による拘束がもし事実であるのならば、それは、「日本赤軍が中

東和平を目指すアラブ諸国のお荷物でお払い箱になった」とする日本の報道とは違って、米国との地下情報戦に日本赤軍が負けた結果によるものです。世界中の革命運動連帯の中に日本赤軍が居るとみなしている米国CIAは、95年以降特に、日本赤軍潰滅を狙つて攻勢を強めてきました。CIA情報にもとづきアメリカ帝国主義がレバノン政府に圧力をかけた、というのが真相でしょう。ソ連邦の崩壊後、世界は米帝の一元支配になり、その米国の政治的・経済的・軍事的压力にアラブ諸国といえども抗うことはできません。現在の国際情勢下でレバノン政府の姿勢が変化しても、それは日本赤軍がアラブ人民、レバノン人民・パレスチナ人民との絆を失ったことを示していません。日本赤軍とアラブ人民との友好関係は不变です。

日本政府は、アラブ人民及びアラブのマスコミから「日本への送還反対」の声が出るのを恐れて、レバノン政府の了解抜きに一方的に「拘束」を発表し、即送還を迫りました。しかし、それは失敗しました。日一日の「送還」の遅れは、そのまま日本赤軍の中東における存在の重さを示しています。

3. 日本赤軍は敗れても滅びず。たとえ被手配者の全員が逮捕されても、日本赤軍は存続します。日本赤軍がこの25年間の闘いで蓄積してきた私たちの革命思想は不滅であり、日本政府による弾圧で潰えるものではありません。

日本政府は、日本赤軍を「国際テロ集団」と描き、レバノン政府などには、日本赤軍とは全く別の組織であった「連合赤軍」と日本赤軍は同一であり「仲間を大量に殺したテロ集団」だ、などとデマ宣伝をしています。テロリズムとは、米国による原爆投下や現在もやっている無差別爆撃及びオウム真理教幹部らによる毒ガス散布のような、最初から一般市民を目標にした無差別テロを言うのです。日本赤軍の闘いは、帝国主義者を目標にした人民の抵抗権の行使としてのものです。そして、日本赤軍の目的は、武装闘争ではなく、日本における人民革命の実現です。すなわち、人民の自治獲得・拡大と民主主義の徹底化です。現在の日本赤軍の立場は、人民が望まなければ武闘はやらない、というものです。

4. 日本政府は岡本同志をリッダにおける「殺人容疑」で不当手配し、日本への強制送還を求めています。しかし、岡本同志は、「人質交換」ではなく、ジュネーブ条約にそった戦争捕虜の交換として国際赤十字と中立国オーストリア政府の仲介によって解放されており、日本政府に「殺人容疑」で手配されるいわれは全くありません。72年にイスラエルの軍事法廷で「無期懲役」の判決を受け、13年間獄につながれました。85年の解放後、イスラエル政府は岡本同志に対する「逮捕状」を出しています。日本政府の行為は、国際法にも、憲法39条にも違反しています。日本政府は、直ちに国際手配を止めろ！

5. 日本赤軍は、アラブのいかなる国にも敵対していません。76年にヨルダンで日高同志を殺されましたが、そのヨルダン政府に対してできそうです。中東和平及びレバノンにおける内戦の終決と主権の回復を望んでいたのも日本赤軍です。もし日本側の報道通り、日本赤軍メンバーが拘束されているのなら、その拘束を解くようレバノン政府に要望します。

6. 人民の自治と共生を求めて、私たちは闘い続けます。以上

97/1/27 沿田由紀子

## ① MRTAの戦士達のよびかけに応え、

この国の方々から、世界に向けて、「日帝の、経済侵略を止めさせるために」その実体をあばき、政府、侵略企業を追いつめる闘いの推進が問われています。

コミュニケ第1号に、明確に、「我々は、ペルーの人々の悲惨と窮状以外の何ものももたらすことのなかったその経済政策への抗議とともに、この軍事占拠は、フジモリ氏の政府による様々な人権侵害を支持し、我々の国における政治生活への日本政府の干渉に対する抗議である」と記されていることを知つて以降（不覚にもここまではっきり言われているのを最近まで知らなかつた!!）、何であれ、人にさそわれてことわることの出来ない私はおちつかない。

22年前、誰かさん達は、「アジア人民の闘いに呼応して……同質の闘いを……」とがんばっていたけど（e x、「木ソ谷、テメンゴール作戦」と名づけられた間組、爆破攻撃は、当時、マラヤにおいて環境破壊を促進し、住民の生活をおびやかすものでしかないテメンゴール建設を住民の反対を押し切つて軍事力に支えられて強行しようとしていた間組に対する、マラヤ人民の武装決起に呼応するものとしてとりくました）、時代は進んで…今や、地球の反対側のペルーで担われている政治（軍事）闘争に、この国のどこからでも、世界に向けて援護射撃できるというすばらしい手だてが……それこそ「普通の生活の場に」インターネットという形であるというのだからすばらしい！

呼応する闘いを進めよう。世界中の新自由主義政策に反対する人々、人権擁護、真の全人類の平等と解放を目指す人々と共に、我々のなすべきことを進めよう！ 求められているのは、この国の変革です。共に！

## ② 沿田裁判の現状は

1月21日、第21回公判において三井物産館爆破闘争に関わる検察側立証を全て終了しました（証人がそろわないとため、何通かの調書を「同意」せざるをえませんでした）。

東アジア反日武装闘争に関わって「沿田が関与している」とされた5件のうち1件が終了したわけです。前にも報告しましたが、5件のうち三井物産館爆破闘争に関してのみ、狼、さそり部隊の同志達との「共謀」デッチ上げではなく「大地の牙（沿田が所属）部隊の独自の闘争である」ということで、先の統一公判では、いっさい審理されていません。今回、まさに22年ぶりに初めて法廷に持ち込まれたわけです。

次回から始まる大成そして、それ以降の（間組大宮、韓産研・オリエンタルメタル）各闘争については「3部隊の共謀デッチ上げ起訴」が行われ、すでに統一公判で、いったん審理されています。従つて次回からの公判では、第一次統一公判のデタラメ=ほとんど形だけの審理、拙速裁判を明確にあばき出し、その判決内容の見通しをせまりうる、ていねいな審理が進められなければなりません。

まさに、やり直し（第二次）統一公判が実質的に開始されるわけです。私達は、第一次統一公判の蓄積を学びつつ、教訓と総括を活かして、しっかりと「第二次統一」公判の質を実現していくこうとしています。

[以下は、3月初旬に書き加えられた項です——編集]

ひきつづき、知恵と力と、笑顔や元気を結集、支援して下さい。共に、闘い進めます。3月28日公判には、パスポート裁判で懸案になっていた筆跡鑑定人が登場します。これで、警察・検察のデッチ上げ起訴が科学的に証明されることになります。検事のニガリきった顔を見る、という楽しみに、今からワクワクしています。ごいっしょしませんか?

## ★ 闘いは続く (2月25日丸岡公判最終弁論を経て)

1997年3月 沢田 由紀子

2月25日、丸岡同志控訴審・最終弁論が終わった。傍聴を終えてまっすぐに面会に来てくれた3人の仲間達は、一様にちょっと疲れている様に見えた。

丸岡同志は、かなり無理をして、意見書を用意し、弁護人が法廷で読み上げてくれたのだが、裁判長は、途中で何回も「本件に関係ない」とかいう理由でストップをかけて、発言を妨害したのだという。何という事か! あまりにひどい話じゃないか。私が証人出廷した時に「本件と関係ない」事を次々聞いたのは、アンタの左にいた人や! 何故止めなかつたんや、と思ってしまいます。だいたい、関係があるかないのか、最後まで聞かんとどうしてわかるんや。元々聞く耳がないのんでしょうが……と腹が立って来た。

丸岡同志裁判は、指名手配・逮捕・起訴から一貫した「事実なんかどうでもいい。とにかく“獄中兵士奪還闘争への報復”“赤軍罪”でおしまくれ」「始めに見つけた奴がスケープゴートじゃあ」という類のものだ。警察・検察のそんなデタラメを、「公正」「独立」であるはずの裁判所がいっしょになって後押しする。これが丸岡裁判だ。

小林裁判長は当初、いっさいの審理ぬきでいきなり結審しようとしていた。弁護団、「被告人」の激しい抗議を受けてようやく二人の証人を認めた。沢田証人がのべた「団結号の中にいたリーダー」について、裁判長はどのように聞いたのだろうか。いちおうやりましたからね、というアリバイだけ作って、「始めに裁判ありき」という事実には目も耳もふさいでいたのだろうか。最後の意見も聞かんということはそういうことだ!

丸岡同志はいつか「こういう弾圧にヘコタレルものではありません。むしろ革命家にとって光榮でさえあります」というようなことを書いていた。たかが「光榮」のために、敵の不正・不当な弾圧を甘受するいわれは、そしてそんな権利は我々にはない! 事実は一つしかないのだから。「今あなたへのデッチ上げ弾圧を許すなら、明日百万の同じ弾圧を許すことになるでしょう!」

裁判所が、自らのよって立つ日本国憲法にのっとって、自らに役割をしっかりととはたすように、あくまで求め続けよう。共に!

彼らは、「赤軍だから」「オウムだから」と、その口実にしている。私達は、それ故にこそあえて、「人間だから」正義の闘いを進めよう。明日「〇〇だから」って、何でもその口実にさせないためにも。

## ★ Tの近況

誰に似ているのだが、今風なのだが、トコトン多忙なのでしょう……超筆無精なのかも  
しれない。字は母より上手ですね！ 最新の手紙から……。

『お元気ですか。

口の中はもう治りました。しんばいさせてごめんなさい。も、しんばいしなく  
てもいいです。けんかのりゆうはながいですから書きません。みじかくいうと  
けんかのりゆうははつきりしません。でもなかなかおりしました。

中学校のこととはかいたことないので今かきます。中学校では、お友達がいっぱい  
できました。ぼくは、お友達の家へあそびに行っています！ べんきょうは  
むずかしいですけど、だいじょうぶです。まーますすんでいます。

(中略)

けがよりも とわるいニュースがあります!! それは2月18日のしんぶんや  
ニュースにておりました。ニュースにはレバノンでJRAの五人がすかまれ  
てしまたというニュースです。

ここでおわります。かぜとびょうきにきようすけてください。体をおだいじに。  
じゃあまたかきます。

1997, 2月19日 6:57 pm 浴田 T

団結・必勝・ガンバロー！

### ★ゆきQ（浴田由紀子さんを救援する会）

〒116 東京都荒川区西日暮里2-39-7 GSハイム404支援連絡付、TEL 03(3891)7074

会員の方には『ゆきQスケジュール通信』（公判報告）と『ゆうき凜々』（年4回  
発行）が送られます。会費=月千円、郵便振替：00170-9-26827 口座名：ゆきQ

### ★オリオンの会、カンパ募集

浴田由紀子さんの子ども・T君の日本での生活費を援助して下さい。連絡は「帰國  
者の裁判を考える会」か「ゆきQ」に。パンフなどは発行されていません。

郵便振替：00150-0-167986

★吉村さんへの差し入れ本：ミステリー・SF・サスペンスの英語本を求めてます  
J. Grisham, S. Turow, S. Sheldanを除きます（これらの  
著作はほとんど読んでいるそうです）。邦訳が既刊されているものを希望します（  
邦訳されてないと翻訳料が要ります）。同じ本が複数入ってしまう可能もあります  
ので下記まで送って下さい。整理して差入れします。

〒242 大和東3-3-7～201 檜森孝雄 (TEL・FAX 0462-61-8450)

なお、吉村さんに御氏名を報せる必要がない方はその旨を明記して下さい。5月末  
を一応の締切日にします。よろしくお願ひします。

# 読者への手紙 (レバノン問題など)

97. 3. 4

丸岡 修

葛の花踏みしだかれて、色あたらし。この山道を行きし人あり。 駆追空  
58号で正したはずの歌、今度はミスプリ（脱字）がありました。今度は松下センセに失礼しました。三度目の正直で訂正しておきます。読者の皆様、松下センセ、すみません。私の原稿送付がいつも締切り日なので、編集担当が徹夜を強いられてしまい、校正もれが出てしまっています。私に原因があります。

## 1. レバノン問題

(1) 久々に日本赤軍の記事が2/18、新聞の一面を飾りました。88年の丸岡・泉水以来ですが、良いニュースで飾りたいものです。

この件については、浴田由紀子同志、吉村和江同志、私の三名連名の声明文をお読み下さい（別掲）。我等いささかの動搖もなし。ただ救援対策に大忙しだっただけ。私の方は、弁護士、考える会などの救援関係者たち、救援連絡センター、死刑廃止フォーラム90、アムネスティ・インターナショナルなどへの連絡で、2/25丸岡公判の最終弁論作成どころではなくなりました。私からの電報と速達攻勢に疲れた人たちも多いことでしょう。

今回の件、日本送還阻止の鍵はアラブ世論（アラブ人民及びアラブマスコミ）に有り！岡本同志拘束が事実としても、少なくとも岡本同志の送還阻止は勝算有りと私は確信していました。2/18～20は新聞テレビではすさまじい「日本赤軍＝国際テロ」キャンペーンが行われましたが、「もはや中東ではお荷物」とする日本のマスコミと違い、アラブ・メディアが「金で日本に売り渡すな」の声をあげると、日本が目論んだ「早期送還」どころか「身柄確認」も危ういということになり、新聞、テレビなどでは、「岡本はアラブの英雄」「アラブの大儀に連帯した日本赤軍」という声を流さざるを得なくなりました。日本赤軍に疑問を持っていた人たちから「パレスチナの為に青春を捧げた赤軍メンバーを必死に庇ってくれているアラブの人たちのニュースを見ました」とか、パレスチナ問題に弱かったという人から「今回の件で、アラブでの日本赤軍の評価が高いことに驚きました」という頼りも来ています。最初の報道に接して「日本赤軍のイメージがますます悪くなるのでは」と案じてくれた人もいましたが、その後の状況の変化で、認識を新たにした人たちも多いことでしょう。仮に同志たちが送還されることになったとしても、政治戦にも敗北するという最悪事態は逃れました。

## (2) 3/3時点の状況

橋本政権は2/28までに内閣外交審議室長の平林博の派遣を決め、二日夜に平林がペイルートに着きました。首相親書をレバノン、シリアの両国政府に渡すとなっていますが、どういう内容か私がズバリ当ててみましょう。「岡本公三の日本送還要求は取り下げる。日本の経済援助額を増やす。その代わりに残り4名の送還を頼む」。日本国外務省は警察庁のような外交オーナーではないので（国際レベルでは外交オーナーだが警察庁よりはまし）、岡本送還に固執してアラブ世論を刺激するのは外交上得策ではないとして、妥協案を用意したはずです。警察庁ベースでレバノン政府の意向を無視して一方的に公表し、それを圧

力にして「早期送還」が計られましたが、それは失敗しました。それを建てなおすために、外務省が中心になって外交攻勢をかけています。もし「日本人の拘束は全くなかった」でレバノン政府が決着させると、今回の公表責任者だけでなく警察庁長官、国家公安委員長のクビは飛びます。そうなれば、橋本政権そのものも「赤軍」ごときでぐらつくので、日本側も必死の巻返しに出ています。国際情勢の力関係から言えば、私たちは送還の覚悟をしておくべきです。岡本同志の送還を阻止できただけでも満足すべきでしょう。現地で岡本同志がどういう位置にあるのか書いておきます。日本ではスペースシャトル乗員達が「英雄」扱いですが、それがそのままアラブでの彼なのです。日本に居ては信じ難いことでしょうが、そうなのです。彼が85年に解放され、ジュネーブからリビヤに着いた後、彼との記念写真をとるために次から次と人々が尋ねてきました。レバノンに着いた時、車を迎えに来た人々が沿道に出てきて、彼の姿を認めるやレバノン人の街中なのに少女たちから歓声がわき起きました。私はトリ肌が立つほどに感動しました。この時の移動（解放された捕虜のうち数百人がレバノンに入った）は、関係者、家族、レバノン、シリア、イスラエルの各国政府しか知らなかったのにもかかわらず。イスラエル空軍偵察機2機が上空を旋回していました。時事通信などは現地人の声として、「赤軍摘発は歓迎されている」などと書いていますが、レバノン人と言ってもイスラム・スンニ派、イスラム・シア派、それにキリスト教マロン派が居て、更に他の宗派もあり、そして政治的には、アラブ主義の左翼も居れば、親米親イスラエル反パレスチナの右翼もいるのです。そして全人口の4割を占めるキリスト教徒内多数派は、親米反パレスチナの右派なのです。それが故に、内戦が15年も続いたのです。キリスト教右派住民に聞けば「赤軍出て行け」だし、イスラム左派の住民に聞けば「赤軍がんばれ」なのです。現実に、レバノンの左派メディアやホズバッラー（神の党）などはレバノン政府の対応を批判しています。

### (3) 公安警察による国内弾圧が準備されている

この間、公安警察からさまざまな「捜査情報」なるものがマスコミ各社に流されています。浴田、吉村両同志の逮捕時に押収したフロッピーデスク40枚による分析とのこと（不思議なことに、二同志には未だに「押収品目録」が出されていない）。事実かデマか獄中の私にはわかりませんが、おもしろそうなのを（マスコミが聞いてて、本誌読者が知らないというのはおかしいので）ピックアップ。

<日本赤軍は91年8月に日本人民革命党を結成。全党司令部がレバノンにあり国内は、関東、中部、関西、九州に4支部>、<日本赤軍の国内支援者は400人。重要支援者は50人で人民革命党员あるいは支援組織の反帝民主戦線メンバーらで国内支援者を指導。当局は党员20数人しか把握していない。党员はレバノンの本隊メンバーと同格>、<医療ボタンティアとしてレバノンなどに入国したり、アジア、アフリカなどに出入りして各国の非政府組織との接触を強めている支援者もいる>、<95年6月、護憲や反安保を掲げる大衆組織を結成したが、メンバーは約50人にとどまる>、<公判中の日本赤軍メンバーの支援者の中に、「日本赤軍」を意味するアラビア語を胸に記したTシャツ数百枚を製造・販売している支援者がいるのを昨年末に確認した>。

ここまで書くと、公安情報の化けの皮がはがれた。浴田救援会のゆきQが丸岡公判に間に合わせて作った「赤軍Tシャツ」は百枚ほどしか作られていないし、日本赤軍の資金づくりとは全く関係はない！ そして、最も問題なのは、日本赤軍とは全く関係なしにあくまで裁判被告の救援にかかわっている者までをも、あたかも非合法組織の「支援者」かの

ように描いていることです。

このような公安情報も流されています。<日本赤軍が既に日本国内に非公然組織「人民革命党」を構築、軍事工作による蜂起、革命、権力奪取の準備を着実に進めていたことが明らかにあり、警察当局は早急な党の実態解明が迫られる>、<PKO派兵反対で自衛隊小牧基地標的に軍事訓練などを数回行った>。これらのガセネタが時事通信社などを通して流されています。こんなネタが流れています。500カ所規模のガサ入れが行われたら、マスコミは違法ガサを非難せずに「解明を急げ」とするでしょう。この国は民主主義のかけらもありません。

もし、不幸にしてガサを受けた場合。テープレコーダー、カメラを用意し、捜査員の身分を確認した上で戸を開ける。捜査令状をきちんと読ませ録音するかメモにとる。令状記載にある物以外の押収は拒否する。必要以上の写真撮影も拒否する。身体検索令状がない場合は身体検査も拒否する。押収された物については「押収品目録」を書かせる。捜査官氏名もメモにとっておく。連中が引き上げたら、すぐ救援連絡センターに電話して助けを求める（本来はガサられる前に電話すべきなのです。ただし連中は阻止します）。裁判所に押収品を取り返すための行政処分を求めたり、国家賠償請求訴訟を起こす。何も違反なことをしていないのだから、恐がらないことです。恐がるとあいつらはつけあがります。

## 2. MRTAの闘争を支持する

3/4のニュースでは、キューバ政府が「ペルー、日本の両政府とMRTAの要請があれば受け入れる用意がある」としたこと。しかし、これで解決する訳ではありません。ペルー政府がMRTA側の要求に誠意を見せない限り。

2月初め、カナダでの橋本・フジモリ会談の目的は「平和解決の追求」ではなくて、「武力解決になる場合の条件の確認」というのが真相でしょう。武力突入にいたるまでに「平和解決に努力したが人質がもたない」という雰囲気づくりという訳です。MRTA側が要求をすべて取り下げた場合にのみ、第三国への安全な出国を保障するという次第。

（今号は、「レバノン問題」と最終弁論の用意が重なり、これだけ）

## 3. 丸岡裁判

2/25午前10時から11時20分まで、最終弁論が行われました。28の一般傍聴席は満員で遅れて来られた方は入れませんでした。報道席は12あり半分ほど。報道陣は、私のレバノン問題に対する見解を聞きたがっており満席になると言われていましたが。事前にメモを配布したため抜けたようです。

弁護人からの最終弁論が40分ほど行われました。その後、弁護人が被告の上申書を弁護人の弁論とする形で私の最終弁論を読み上げました。肝心の「レバノン問題」となったところで、裁判長小林が「控訴事実に関係ない」として妨害。弁論の範囲だと要求したものの却下。これを聞きに来た報道陣は当てはずれに。

次回は4/22(火)10:15～東京高裁725法廷にて、「判決」。

2ヶ月以内に「判決」だそうですから、これは負けました。くそっ、腹の立つ！

## 4. 沢田のT君

「分娩立合者の証言が由紀子同志とT君との親子関係証明に必要」としていた法務省と

の交渉ですが、「分娩立合者」は現地の医師でなくても良くて、吉村和江同志が「申述書」を提出しました。何と、東京拘置所はこの申述書を弁護人に送付するのを「不許可」にしました！ よほどT君の戸籍取得を阻止したいようです。仕方なく吉村同志は、弁護人の書類送付なのに東京地裁から「接禁一部解除」を得て送付した次第です！

尚、その吉村君の接禁は2/14に全面解除になりました。

以上

## ■ ペルー 日本大使公邸占拠闘争

主に軍事戦術面から  
97.1.29 丸岡修

-その3- その1は『読者への手紙96.12』に、その2は『読者への手紙97.1』に

### I 軍事戦術面からみれば

資料不足と病気療養中のため、分析等は後日に（多分、時間不足でそのまま）。ここでは、マスコミでは報じられないことをゲリラ側の軍事的視点から書きます。MRTAに関する政治的解説、ペルー情勢などについては、ラテンアメリカ連帯運動関係の山崎カヲル氏、太田昌国氏らの発表文に詳しいので、獄中の私が特に書くことはありません。末尾に紹介しておきます。

#### ★ 現在の対峙状況について（1/28現在）

##### (1) フジモリ政権による挑発行為の意図

政権側は、1/21から「警備強化」を名目にして公邸周辺で治安部隊（国家警察特殊部隊）が訓練をしたり投石を行い、大型装甲車を通過させたり大音響の曲とともに部隊の行進まで始めました。1/27もこのような挑発行為を繰り返したため、MRTA側は威嚇発砲をしました。「ペルー当局の意図が不明」とかマスコミは言っていますが、意図は明らかです。一般的には、政権側の交渉案をMRTA側に受け入れさせるための圧力（政治犯解放要求を取り下げさせて「武装解除と人質釈放」を強いる）ではあり、後になってそのような説明を始めました。だが、一部を説明したにすぎない。

軍事的常識（各国正規軍のみならず革命軍にも）は、常にこの種の作戦は「平和的解決」と「暴力的解決」の双方を同時並行に準備するものであり、単に交渉への圧力だけではなく、治安当局が強行突入をも企てていることを示しています。政権側が早々と電気を止めたのは軍事的手段の行使を最初から予定に入れているからです。精神的にも肉体的にも極限に追い込むことは「包囲戦」の基本です。もちろん、このようなことはMRTA側も先刻承知のこと。「なぜか」と思うのは日本のマスコミだけでしょう。

##### (2) 敵からの挑発に対しては

方法としては、無視、警告、応戦の三つ。無視は、こちらが警戒を強めるだけで一切相手にしない。警告は、挑発行為を「約束違反」とみなし威嚇射撃をする。口頭で行うのは警告にならず敵になめられるだけ。発砲は空に向けてする場合と挑発者を負傷させる場合などある。日本赤軍の場合、ハーグ闘争、クアラルンプール闘争では、突入を計った警官、警告区域内に入った警備員を警告として負傷させた。応戦は文字通りであり、意図的に挑発に乗る。ただしこの場合は、全面的な強行突入に備えた上で行う。交渉決裂とみなした

場合に挑発を利用して先制攻撃をかける。（これらは、私がゲリラ戦術をバラしているのではなく、西側の軍学校でも教わること）

### (3) ペルー当局は戦術的には低レベル

イスラエルならペルーのような挑発行動はやらない。正規戦では包囲下で様々な挑発を行うが、少部隊が捕虜（マスコミらが言う「人質」）と共に建造物にたてこもった場合には、いたずらにゲリラ側を刺激するだけでなく、相手側の警戒心を高めさせてしまい本番の突入作戦にも支障が生じるので、中途半端な挑発を行わないのが常識だから。訓練として行う場合には、似た建物を使って他でやるのが普通。日本の治安当局もペルーのやり方には、さぞかし困惑していることでしょう。「テロリストを大音響で寝させないようにする」とペルー当局は語っているらしいが、訓練された者にとってはどうということはない。一般人捕虜が消耗するだけ。もっともそれを狙っているのかもしれない低レベルなやり方。捕虜を消耗させてM R T Aの捕虜管理を困難にするつもりなのだろうか。いや、単にペルー当局が野蛮なだけかもしれない。

### (4) 「テロ対策の分水嶺に立つ日本」（朝日論壇1／14付・佐々淳行）への反論

佐々は悪名高い初代内閣安全保障室長をやった公安警察エリート官僚であり、あちこちで自身の自慢話（長野県警からもホラ吹きと言われている）と「反テロ対策」を述べまくっている男だ。この彼が「テロリストとの交渉戦術は引き分けに持ち込むこと」と書いている。すなわち「犯人の日本赤軍派を政治亡命者として『政治庇護』を与えてくれる国を探し、政府高官らが人質の身代わりとなって同行、途中経由国には『領空侵犯しても撃墜しないでほしい』と要請し、運搬手段として政府チャーター機を提供するなど、亡命先までの通行の安全「安尊権」（M R T Aの要求事項の三）を与えて引き分けにしたのである。だが、これらの実績はダッカ事件の「超法規措置」で烏有に帰したのだった」と書いている。この男は政治犯釈放要求は拒否し人質の安全と交換にM R T Aを第三国に安全に出させてやればいい、と言っている。ダッカ事件ではゲリラ側の要求に屈してしまった、それまではうまくいったのに、と嘆いてもいる。日高隊の同志たち（ダッカ闘争部隊）は、この日本側の引き延ばし工作としての「安尊権」交渉を最初から突っぱねた。主導権を最初から最後まで放さなかったから成功した。これは、クアラ闘争の勝利以降（75年クアラルンプール米国大使館占拠闘争）、日本側が強行手段による解決策を準備していると予測し、力関係が変化したとしてより高度の戦術を使った。日本側に軍事強行解決の意志を抱く一切の隙を与えなかった。つまり、日本側の「要求拒否回答」をも想定した作戦だったのである。他方、モガデシュ闘争の場合は、敵との力関係の変化を読まず「要求受諾回答」を前提にして作戦が立てられていた（ドイツ赤軍派に作戦指揮権があれば、「拒否回答」を前提にした戦術になっていたであろう）。佐々が西ドイツのシュミット元首相の言を引用しているので、その言にも反論しておく。「国家の威信や法の尊厳と人命とを比較すれば、人はみな人命を選ぶ。現存する数十人の人質の命と、テロリストを野放しにした場合危険にさらされる将来の数千、数万の人命の尊さと比較して」為政者は苦渋の決断を下さなくてはならない、と佐々は言う。これは論理のすり替えた。西ドイツ赤軍派（R A F）が攻撃対象にしていたのは、支配階級であって一般市民ではない。「野放し」にして数千、数万の人命が失われることはない。支配階級に対する攻撃を「一般市民へのテロ」とすり替えている。帝国主義国家の暴力に対して、抵抗の権利とし武装闘争を行使しているのにすぎない。逆に、西ドイツ国家のあり方をそのまま見過ごして将来に数万、数十万の人命を奪う

国家になるのを防ごうと、R A Fは闘っているのだ。ナチス・ドイツによる数千万の殺害を繰り返さないために。「合衆国市民の利益のために」と称して、米帝国主義がベトナム、ラテンアメリカ、中東などで、一体、何十万人、何百万人殺したと思っているのだ！ 戦場に運ばれる支配者や侵略者の武器を奪って闘い、民族の独立と人間の平等、平和を求めて闘うことが「テロ」で、何百万人をも戦争で殺し、殺人・誘拐などやり放題のC I Aを持つ米国が「民主主義の国」なのか！

## II これを読むジャーナリストの皆さんへ

### 1. テレビ朝日系記者の取材活動は正当であり、報道の自由のために闘え

広島ホームテレビの記者と通訳が公邸内に入り、M R T Aと捕虜の取材を当局に無許可で行ったとして、不当に身柄を高速されビデオが検閲されました。「良識ある」日本のマスコミの反応は「取材の自由はあるが無許可のやり方はまずかった」が大方で、更には、「当局に協力した取材をすべきだ。テロリストの宣伝になることをすべきではない」とする御用マスコミまであります。ペルー当局が記者に無許可で公邸内に立入られたくなれば、それなりの警備ができたはずなのだから、記者に責任は全くありません。「記者自身にもしものことがあったらどうするのだ」という非難がありますが、取材過程で記者やカメラマンが受けるリスクは本人たちの自己責任です。記者が自己責任を持ってやらないで、どうして報道の自由を守れるのですか。ペルー当局は、M R T Aとの交渉を電話でやらずに無線でやっておきながら、イタリアのマスコミに電報傍受され勝手に報道された、と騒いでいました。情報統制に対して「人質の安全のために」という作り文句にだまされ、人々と従う他のマスコミの方が問題なのです。日本のマスコミが、侵略の15年戦争中の報道を反省するのなら、今、それを示せ。

### 2. M R T Aにも公正な報道を

日本のマスコミは「人質の安全」報道に明け暮れる前に、M R T Aが作戦の最初から「捕虜の生命は保証する」と宣言しているのだから、「人質の命は？」と不安を煽る報道ではなく、闘争の背景を自身で調べて報道すべきでしょう。フジモリ政権が貧困の克服に努力した今はM R T A支持の声は少ない、とするお決まりの文句では背景を説明したことにはなりません。センデロ・ルミノソの極左暴力と政権の反動への疲れから、本闘争の支持の声が低くても、それがそのままフジモリ政権の「新自由主義」経済政策への支持の高さにはなっていません。それに日本とペルーを敵にしている闘争について、秘密警察の目が光っている中で日本を非難しM R T Aを擁護する証言を、日本のマスコミにできるはずがありません。

2人以上の政治犯弁護活動が弁護士には禁じられ、「テロ容疑」獄中者をまともに診察すれば「シンパ」と医師がみなされて拘束されかねないフジモリ独裁政権の姿をなぜ報道しないのか。そして何よりもペルー人民の全階層にとって「新自由主義」経済が何をもたらしたのか。貧者切り捨て外貨で潤う「植民地的経済」の実態をこそ報道すべきでしょう。それがあって初めて、日本がM R T Aの攻撃対象になっている理由を日本人々が認識できます。オカド違いの「日本が援助してやっているのになぜ狙われるのか」という報道をするから日本人の中の無知な連中が在日ペルー人叩きをやるので。92年に、国会解散、憲法停止を軍部を後ろ盾にやったフジモリの独裁を批判せず、日系大統領として持ち上げるのではなく、客観的報道を。フジモリの登場以降、日本が米国に並ぶ大きな援助国になり「新自由主義」経済(日本ではやらない)をペルーに持ち込み、「テロ鎮圧」が日本の治安当局の助言の下にやられている以上、日本が標的になるのは当然です。そして、「テロ」と騒ぐなら、

フジモリ政権の国家テロの事実を報道すべきです。中国批判には米国の民間人権団体「ヒューマン・ライツ」のリポートを積極活用するのに、同様のリポートが同団体から93年に出されていることが全く報道されていません。「テロ鎮圧」の口実で反体制的人々が拘束され、中には行方不明者も生じています。軍、警察によって拷問、強姦などが平然と行われています。それを日本のマスコミは「劣悪な監獄状況」と軽く書くだけで具体的には報道しません。議会で多数派になれない憲法を停止して解散し、「反テロ」の名でゲリラだけでなく支持者、反体制派までをも弾圧するのを独裁と呼ばずして何と呼ぶのでしょうか。秘密警察などに訓練を施し、活動家の誘拐、暗殺を処方し、ラテンアメリカにおける人権侵害状況を作ってきたのが、ヤンキー帝国主義です。マスコミは、米国やフジモリ政権の国家テロをこそ非難すべきです。

**★ PATRIA O MUERTE, VENCEREMOS! ——MRTA声明末尾より**  
 (「祖国を死か、いかむちは勝利する!」の意)

● MRTAの歴史と情報、解説等は、

- ▶ インターネットのホームページ：山崎カナルさん、小倉利和さんによる資料提供をしています。  
<http://clinamen.ff.tku.ac.jp/MRTA/MRTA.html>
- ▶ 山崎カナルさん、太田昌国さんら(ラテンアメリカ研究家の皆様)の解説(下の註にあります。  
 “人民新聞”(かけはし)(旧“世界革命”)と、“SENKI”(戦機)など。
- ▶ パンフ等の入手は、模範会にて問い合わせれば教えてもらえるでしょう。各種パンフの販売販賣もなっています。

模範会 T160 東京都新宿区新宿2-4-9 Tel & Fax 03-3352-3557  
 郵便番号 00180-7-21310 [豊原会]

——公判日程——

治田由紀子さん 東京地裁 13時半～

3月28日

5月13日、5月23日

6月11日、6月24日

吉村和江さん

東京地裁 13時半～

3月11日

丸岡修さん

東京高裁 10時15分～ 4月22日

訂正(58号)

- |        |         |                     |
|--------|---------|---------------------|
| ① P 2  | 短歌      | 葛の花しだかれて→葛の花踏みしだかれて |
| ② P 8  | 下から16行目 | そこまでは病気→そこまでは元気     |
| ③ P 8  | 下から2行目  | グループ性肺炎→クループ性肺炎     |
| ④ P 9  | 2の9行目   | 重体時に→重体前に           |
| ⑤ P 9  | 下から5行目  | 本院→本人               |
| ⑥ P 14 | まん中     | 後半期日取消→公判期日取消       |
| ⑦ P 16 | 6の9行目   | 意志→医師               |
| ⑧ P 16 | 6の10行目  | 意志→医師               |

NO.13.1996.10.24.

OKINAWA. 宜野湾風景

Hasegawa



以下は本誌56号に掲載された声明を57号正誤表で  
訂正・加筆したものです。

## ★緊急声明

96, 6, 10 日本赤軍  
(訳: 丸岡 修)

1. 私たちは、日本政府及びペルー政府による吉村和江同志の不当逮捕に対し、強く抗議します。同志にかけられた「テロ」容疑は全くのデマであり、彼女は日本政府が言う「テロ」には一切関与しておりません。これは日本の治安当局がインテルから国際手配の逮捕状を得るためにでっちあげたものです。日本政府によるこの不当な行為により、彼女は日本人市民として自由に生きる権利及び合法の政治的権利を失ってしまったのです。それ故、彼女は完全に無実であり、彼女のいかなる非合法活動もその責は日本政府が負うべきものです。私たちは、日本政府に吉村同志の即時釈放を要求します。
2. 私たちは、ペルー政府によって吉村同志とともに拘束され拘留された私たちの子どもを解放するよう、日本とペルー両国政府に対し強く要求します。彼には拘留される理由は何もなく、自由に生きる権利があります。日本政府が彼に日本国籍及び市民権を直ちに与えるよう要求します。彼は日本政府の振舞いによる被害者なのです。なぜなら、彼の母親である浴田由紀子同志は、日本政府によって公式に監獄から釈放されたにもかかわらず指名手配され、しかも昨年に逮捕されたために、彼は母親なしに生活せざるをえなかったのですから。日本政府による不当弾圧から、私たちは彼を防衛することを余儀なくされました。
3. 私たちは、吉村同志の不当逮捕によって被害を受けた人々に対し深く謝罪します。そして、私たちの子どもに対する皆さん的人道的援助に対し、深く感謝します。治安当局は、吉村同志と接触のあった人々を「テロリズム」関与として追求するために、私たちの名を利用しています。吉村同志と接触のあったどの人々も「テロリスト」ではなく、私たちの子どもを育てるのを助けてくれた人道的な人たちです。人道的人々とその活動に対する弾圧を私たちの名によって許す誤りを犯したことを、私たちは認めなければなりません。この点を深く自己批判します。
4. 吉村同志！ 同志と私たちの子どもを敵から守れなかつたことをお詫びします。誤りを共に克服し、不当弾圧に対して共に闘いましょう。
5. 日本政府とその同盟者による弾圧下でも、私たちは平和と正義の闘いを決してあきらめません。私たちは、「テロリスト」ではなく、帝国主義打倒と社会正義のために闘う革命家です。私たちは、日本における革命的な民主勢力と国際主義創出のために、自分たちを革命化し続けます。

(英字誌『Political Review』'96夏 48号より)

# ★ 吉村裁判 第四回公判報告

1997年  
2月19日

吉村 和江

1. 今回は、弁護人の証拠意見書による反論と、弁護側証人申請が行われました。

これは、第三回公判において、検察側証人の高松警視が「ペルーの官権が準備作成した書類であるというので信頼するに足る」と断言した事に対する反論。なかなか痛烈な内容です。我が国でも役人、官権は、お上の威光をかさに、汚職、背任にふけりますが、この点ではペルーも同じ。役人、警官、軍人を信用する人はいません。「たかられる」「脅される」と思っていますから。ペルーの人に聞かせてやりたい位です、高松警視のお言葉。

書証であれこれ言うのではなく、VTRフィルムがあると言うのなら、それを出してほしい。これが、弁護側の反論。私も、見たい！

2. ペルー側がどんな書証を出したかと言うと、私とTちゃんを路上で拘束したDO IN COTE（ペルー国家警察テロ対策局）のヒラノ中佐以下二名の報告書三通。日付は、六月二十日頃ですから、拘束からほぼ一月。ペルー国家警察は、割合遅れて報告書を作るらしいですね。（それとも、日本側から要請されたんで、もっともらしく作っただけで、対テロ局は報告書なんか残さないスタイルだったりして？）移民帰化局長による居住・労働査証取得システム、外国人登録システムの説明、フィリピン人コニー・ペレスさん名義のペルー入国カード、外国人登録票、外国人登録申請票などのコピー。その他。

ザット読んだだけでも、「ペルー官権」の提出した書証自身がつじつまが合わないものあり。最たる例は、前出ヒラノ中佐（ちなみに、リマ公邸事件で、彼は一日位人質でした。持病の胃かいようが悪化したとかで、MRTAは、彼を釈放してあげました。丸岡同志が死線を彷彿、何度も重体に陥ったにもかかわらず、決して獄外専門医療機関へと移送せなかつた我が國のお上とは、かなり違いますね）の報告書の記載内容とペルー入国カード上の記載内容が違うとか。ペルー側はチェックしたのでしょうか？ 検察側は、どう判断しているのでしょうか？ 何れにしても、たまりません、私は。

3. 次回は、救援連絡センター事務局長の山中幸男さんに、証人に立って頂く予定です。立証趣旨は「ペルー国国家警察テロ対策局のテロリストとみなされた者に対する捜査状況を立証し、テロ対策局作成の書面に、特に信用すべき情況的保証はない事を立証する」。一応「法治國家」建前の我が国では絶えて久しいと「される」警察の蛮行ぶりが披露されると思われます。早い話、何でもあります、ペルーは。

取調べ中に、牧野検事は私に質問しました。「ハンストしたのは、毒を盛られるのを警戒したのか？」。「うん。失礼なやり方したから抗議よ。ペルーなら、毒を盛るなんて手間のかゝる事しなくても、一発パン。それで片づくのよ。何でもありなの、ペルーって。」

山中幸男さんの証言、胸ワクワク。当法廷にて公開、乞う御期待です。

## 初めまして

私、一九九六年六月八日に、不本意な「帰国」を強制されてから、一九九七年二月十四日まで接見等禁止者でした。やっと解除になりましたので、ここにお知らせ致します。

私、公判は十月十八日に開始されましたが、母との接禁一部解除がその一月後の十一月十八日、妹達三人及び「事実上の育ての子」（と、通知に書かれていた）Tちゃんとのそれは十二月二六日でした。

桜田門マンションから東拘マンションへひっこして来ましたのが九月十八日。以来、母を含め多数の方が暖かい差入れをして下さったおかげで、大変勇気づけられております。

私、生まれついての平和な人間で、人畜無害なのですが、何故かTVカメラつきの独房におしこめられています。生まれて初めての拘禁生活は、新鮮です。何から何まで規則尽しですから、自分で考えなくともすみます。何でも、お上の許可をお願い致さなくてはなりません。そのうち空気呼吸許可願やら、てんしき発射許可願やらも必要になるのではないかでしょうか？

私、大変不思議です。世の中、情報公開やら、「火だるま行革」やらがはやっているみたいなのに、法務省や、東拘や、警察は、自衛隊と同じ聖域みたいですね。冗談ではないですか？ 百年も前の監獄法は捨て、二十一世紀の人権発展途上国をめざしてほしいものです。現在は、我が国の拘置所は、人権未開国ですので、早い話、ペルーとどっこいです。私、恥ずかしい。

これから、まだ裁判がありますが、頑張って行こうと考えています、宜しくお願いします。

差入れ延回数=39回（母、妹一名含む）

差入れ者数=20人（母、妹一名含む）

接禁中に出した発信許可願=58通

接禁中に領置されていた手紙類=20通（11人から）

接禁中に領置されていたパンフ類=39通



(1)

証 拠 意 見 書

右の者に対する有印私文書偽造同行使等被告事件に關し、検察官より請求された書証・物証に対する弁護人の意見は左記のとおりである。

被 告 人 吉 村 和 江

右 弁 護 人 〇

同 K

一九九七年二月一九日

東京地方裁判所 刑事第五部 御 中

(2)

記

第一 平成九年一月二〇日付証拠申請（三号書面関連）に關して

一 総論（三号書面の各要件論に關する弁護人の主張）

1 三号の解釈に當たつて

法三二一条一項三号は憲法三七条二項の要請である伝聞法則の例外規定である。

しかも三号には、同じく例外規定である同項一号、二号に比しても格段に厳格な要件が定められている。

すなわち一号、二号の書面の場合、その供述は、裁判官、検察官といった公益的立場にある者の面前でなされるため、供述内容の公平なチェックがもとより期待され、伝聞法則の例外規定ではあっても幾分その要件は緩和され

(3) でいる。

これに対し、本号の供述にはかかる公益的立場に基づく公平なチェックという契機はもとより期待しえない。よって法は厳格な要件をおいたのである。

以上のとおり、本号は、憲法上の要請である伝聞法則の例外中の例外規定であるうえ、その趣旨、位階、文言からして、各要件の解釈は極めて厳格でなければならない。これが、本号解釈の基本精神でなければならない。

2 供述不能の要件について

（一）検察官は、本件各書面につき、單に、「ペルー共和国公務員又は元公務員であり、いすれも国外居住者であつて、わが国の裁判権の及ぼない者である」から、供述不能の要件を満たすといふとも簡単に主張する。

しかし、一号書面にしてすら、「供述者が單に国外にいる」というだけでは足りず、可能な手段を尽くしても出頭させることができないことを要する」とした裁判例がある（東京高判昭和四八・四・二六）のであり、前記した基本精神からすれば、本号において、右判例理論をさらに緩和させた解釈論などおよそ採用の限りではない。

本件においては、確かに各書証の体裁上、その作成者が外国人であることはうかがえる。しかし、各書証作成者の現在の居住地はまったく明らかでなく、しかも現に各書証作成者が国外に居住しているかどうかすらも明らかでないうえ、仮に各証人が国外にいるとしても、果たして「可能な手段を尽くしても出頭させることができない」か否かについてもなんら立証が尽くされておらず明らかでない。

右のごとき事柄は、本来、検察官がペルー当局に照会を求めるなどすれば容易に判明する事項のはずである。例えばロシキード裁判においては、検察側は、コーチャン、クラッターに対し、来日して法廷で証言する意思があるか否かの照会を行つて前例がある。本件においても同様のことがなしうるはずである。しかし、検察官は、かかる努力を一切しておらず、各供述人の証言の有無が何ら明らかでない。そうである以上、本件においては、供述不能の要件は充たされていないと考える他はない。

（二）また、そもそも本号にいう「国外にいるため、・・・供述することがで

(5)

きない」との要件の趣旨は、公判期日での証言を不能とする事態が供述當時予想されずに、その後に生じた場合に限られるというべきである。供述人が当初から国外にいた場合では含まないというべきである。

なぜなら、「国外にいるため」の要件は、その前段にある「死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明」と並記された要件である。そして、右前段の要件は、はじめは生きていた、精神身体が健全であった、あるいは所在がわかつっていたにもかかわらず、それがあとになって、死亡した、精神身体が故障した、あるいは所在が不明になつたという場合を企図しているることは明白である。そして、これら並記された要件に均衡を見いだすためには、「国外にいるため」の要件に関し、供述人が当初から国外にいた場合は除外して考えるのが妥当である。

ロッキー事件に関し、元最高裁判事の横井大三氏も次のとおり同趣旨の発言をしているのである。

「刑訴法三二一項三号（伝聞例外）の規定は、ある事件について供述した者がその後国外に出たため、日本の法廷に出頭できない場合伝聞証拠の例外としてその供述者の書面を証拠として採用できるものです。ただしロ事件の場合はロ社幹部がはじめから国外、つまり米国にいたわけだから、こうしたケースにまで同項の適用が許されるかは難しい問題」（神奈川新聞一九八五年五月二八日付）

そして本件においては、各供述人が供述当時どこにいたのかは必ずしも明らかではないが、少なくとも、供述当時、我国にいたのでないことだけは検察官の主張から明らかといえる。そうすると、前述したところからして、「国外にいるため」の要件は充たされないものというべきである。

(6)

しかし、そもそも犯罪事実の存否に関連のないものとか、事実の証明に実質的に必要と認められないものが証拠として提出されることはほとんどあり得ないことである。にもかかわらず、右裁判例のような理解では、この要件はほとんど意味をなさないものとなり、わざわざ一、二号にないものを本号において規定した趣旨はほぼ没却されることになる。

そこで学説の中には、この要件をより厳格に理解し、他の適法な証拠では代替しえない場合とか、他の証拠では同一目的を達成しえない場合をいうと解する立場がある（註釈刑事訴訟法第三卷三三四、三三五頁）。弁護人らもかかる立場を妥当なものと考える。

本件においては、高松証人の証言から明らかであるとおり、公訴事実やペルー当局による旅券の入手状況等に關し、警視庁から警察官がペルー國に派遣され、事情を詳しく聽取していることが明らかである。すなわち、かかる警察官からの証言から右のごとき事実の立証は十分可能であると考えられる。すなわち、本件では、検察官請求の書証などによらずとも、他の証拠による代替が可能ではないかと考えられる状況が存する。そうすると、本件各書証はいずれも不可欠性の要件を充たさないものと考えるべきである。

なお、本要件については、後述のとおり、各論においても、個別に検討を加える。

#### 4 特信情況の要件について

##### (一) 「特信情況」の意義

いわゆる「特信情況」の要件は、二号においても、より緩和された表現にて規定があるのである。

しかし、本号の「特信情況」は、その文言からも明らかなどおり、二号のそれとは決定的に異なり、比較の対象となる供述が存在しない。従つて、本号で要求される特信情況のレベルは、二号のような相対的な信用性では足りず、その供述自体から認められる絶対的な信用性がなければならない。

##### (二) 「特信情況」の判断基準

別れる。

その一は、専らその供述のなされた外部的付随事情で判断すべしとするものであり、その二は、供述の外部的付隨事情を基礎としつつ、右事情を推認する限りで供述内容を斟酌してもよいとするものであり、その三は、専ら供述内容で決すべしとする。また、單なる証明力の比較問題に過ぎないとの立場もある（註釈刑事訴訟法三二八、三二九頁）。

これに対し、三号の場合は、前述したところ（絶対的な信用性が必要）からして、専ら供述の外部的付隨事情のみを特信情況の判断基準となすべきことは明らかである。

ところで、本件において、検察官が明らかにしたのは、各書証の「入手状況」だけであつてそれ以上のものはない。肝腎の各書証の「作成状況」については、いわゆる自由な証明を含めて何ら証明がない状況である。すなわち、各書証が、いかなる外部的付隨事情において作成されたかを明らかにしないまま、専らその記載内容から特信情況を認定してくれといつてゐるに過ぎない（あるいは高松証人のいうように、「当局の作成したものだから間違いないですよ」ということなのかも知れない）。

しかし、前述のとおり、本号の特信情況の判断は、決して供述内容からなされるべきではなく、その外部的付隨事情の有無からなされるべきであるから、供述内容だけを頼りに外部的付隨事情まで認定するのは明らかに無理があり、右のような基準をたてた意味自体がなくなる。

そうすると本件各書証にはいずれもその具体的な作成状況が明らかでないから、本号の特信情況の要件を充たさないということにならざるをえない。なお、本要件についても、各論に置いて、個別に検討を加える。

## 二 各論（各書証の個別判断）

1 「資料の送付事実を立証趣旨とする書面」について  
特に各論として述べることはない。

2 「実質的には鑑定書と認められる書面」について

(1) (一) 甲一二、一五には、不可欠性の要件が認められない。

右書証は、要するに、本件外国人登録証上の指紋、歯形の鑑定を内容とし、外国人登録証の作成者と被告人との同一性を立証せんとするものである。

従つて、不可欠性の要件が認められない。

(二) また、右書証には、特信情況も認められない。

そもそも、ベル一国の大検査官の一般的鑑定能力自体が明らかでない。また、各書証作成者の組織法上の地位、専門分野、これまでの鑑定実績、検舉率等もなんら明らかでなく、さらには、鑑定にいたる経緯やその方法、費やした期間、履行補助者の有無等も皆目見当がつかない。

すなわち、書証の記載内容や体裁のみからでは作成に関する外部的付隨事項が全く認定しえず、特信情況が全く認定できない。

## (2) (一) 甲二、九（外国人登録手続関連）

3 「公務員なし公務員に準ずるもののが職務に關連して作成した書面」について

(一) 甲二、九（外国人登録手続関連）  
右書証は、ベル一国における外国人登録手続を一般的に説明した内容である。

しかし、右書証には不可欠性の要件が認められない。

外国人登録手続一般とだけの立証趣旨であれば、日本から捜査員を派遣するなどして現地で事情を聴取し、証拠化することが簡単にできるはずである。また、高松証言によれば、既に行われている可能性も強いといえる。なお、本件と関連する事件である浴田由紀子公判ではルーマニアやベル一の出入国手続一般、旅券発給手続一般に関して検察官はそうした立証方法を探つていて、つまり、他の証拠（証人）が容易に代替可能であるから不可欠性の要件は認められない。

(二) 甲三、四、一七（外国人登録手續関連）

右書証は、外国人登録申請書類等の存在及び記載内容を立証趣旨として

(4)

いる。「存在及び記載内容」という立証趣旨の立て方からしても、その実質は、証拠物なのだといって良い。

しかし、右書証には不可欠性の要件が認められない。

なぜなら、右書類につき、ベルー国から原本を取り寄せるなどして証拠物として出すことで代替が容易に可能であるし、国内の文書偽造事件ではむしろそのように物で請求するのが常道であり、証拠物たる実質から考えてもその方がはるかに望ましいといえる。また、原本が取り寄せられないなら、原本の写しを証拠物と考えて請求する請求の仕方も考えられるのである。

かように、他の方法手段による立証方法が容易に考えられるのに、安易に三号による立証を許して甘やかすべきではなく、不可欠性の要件を認めるべきではない。

#### (3) 甲四五、四六、四七（クスコ入国スタンプ偽造関連）

右書証は、本件旅券に記載のあるクスコ入国の事実がないことを立証趣旨としている。

しかし、入国スタンプの偽造は本件訴因と全く関連性がない事実であつて、証拠調べをする必要性自体が全くない。従つて、三号の要件を云々するまでもない。

#### (4) 甲六（出入国管理・帰化局の所在）

特に各論として述べることはない。

4 「捜査権限を有する公務員が、被告人の身柄拘束の経緯等について作成した書面」について

(一) 檢察官は甲二四号証ヒラノペルー国国家警察中佐が平成八年六月一四日付作成した書面及び甲二六号証ロサドペルー国国家警察少佐が同年五月二十五日作成した書面、甲二八号証ベラスケスペルー国家警察少佐が同年六月一四日作成した書面をいずれも「被告人に対する質問時及び本件旅券の呈示状況等」を立証するために刑訴第三二一条一項三号の書面として証拠申請している。

検察官は、右書証の証拠能力につき、以下のように主張する。

(5)

①供述不能について

いずれも国外居住者であつて、我が国の裁判権の及ばない者であり、

作成者が公判期日において供述できない。

②犯罪立証の不可欠について

犯行自体を直接目撃体験した警察官の報告書であり、その事実を立証するためには不可欠な証拠であること。

③特信情況について

いずれも、ペルー国国家警察国家テロ対策局に属し、中佐ないし少佐の地位を有して捜査権限を保有行使するヒラノ（甲二四号証）、ロサド（甲二六号証）及びベラスケス（甲二八号証）が、不法入国者である過程で、被告人に対して職務質問し、旅券確認の上、車両で同行した経過等に関する報告書であり、もっぱら客観的な事実経過に関し、現場写真や図面を添付（甲二四号証）するなどして説明した書面であり、それぞれ作成者の署名があり、高い信用性が保障されている。

#### (6) (1) 供述不能かどうか

確かにヒラノペルー国国家警察中佐以下三名が国外居住者であることは疑わない。そもそも本要件が当初からの国外居住者を含まないとの説もあることは前述のとおりであるが、その点をおくとしても、国外居住者といふだけでは公判期日に供述不能ということにはならない。

国交のない國ならいざ知らず、世界は狭く、多くの人が地球規模で移動している現代にあつては、ただ単に証人が国外にいるというだけでは供述不能とはいえない。実際、国際刑事司法共助は近時特段に整備され、本件においても日本警察とペルー国国家警察は被告人を身柄拘束した直後から捜査共助をとり結び、様々な捜査資料の交換のみならず、日本からペルーへ捜査員も派遣しているのならば、公判段階の刑事司法共助として検察官はペルーに対し、証人の派遣を求めることは全く不可能ということはあり得ない。

証人の証言を得る最良の途は外国にいる証人を日本の司法当局に召喚して、司法当局の前で証言してもらうことは論をまたない。外国にいる証人であっても、証人が任意に日本に来れば、日本の司法当局は正規の召喚状を発することができる。問題はどのようにして証人に日本に来てもらうかであるが、本件は日本警察とベルー国国家警察が捜査共助を結んだケースであり、かような場合証人が一般人である場合より、検察官としてもより来日も要請し易く、また来日の可能性も高いはずである。

よつて、最低限、検察官はヒラノ中佐以下三名一目撃証人といわれる人々に対し、日本國公判廷への出頭の諾否、即ち日本に来る用意があるかどうかを確認するべきである。これを何らすることなくして、ただ外国居住者であるから供述不能というのは余りに安易にすぎると言わざるを得ない。検察官は、捜査共助の課程で得た書面であつても、公判廷で不同意となれば、証拠として法廷に提出できないことは最初からわかつていた筈である。特にこの種公安事件においては当然不同意となることが、当初から想定されていた筈である。にも拘わらず、検察官はこれに対する手当を一切していないのである。

捜査共助によつて外国から被告人に不利な証拠のみを収集し、一度公判になると証人が外国居住者であることを理由に何らの努力もせずに、供述不能とし、反対尋問権すら奪つてしまふのは被告人に対し、一方的に不利益を蒙るものであり、もはや憲法の保障する公平な裁判とすら言えないものである。

以上要するに証人が捜査共助の当事者であつた捜査員であり、共助の結果作成し、送付した証拠に関してであれば尚更のこと、捜査員である証人を外国居住ということだけで供述不能とするることはできないと解すべきである。

### (三) 不可欠性について

この要件について、一般に事実の証明につき実質的必要と認められる場合ではなく、より厳格に解し、他の適法な証拠では代替えられない場合、あるいは他の証拠では同一目的を達成しえない場合と解すべきであると前述したとおりである。ヒラノ中佐らの書面の立証趣旨は、被告人のパスボ

ートの呈示状況を立証する、とあり、要するに目撃者の目撃調書であるとということである。この限りでは犯罪立証に欠くことのできない調書であるとができるが、本件においては、果たして他の適法な証拠では代替えられない場合かどうか、他の証拠では同一目的を達成しえない場合かどうか、大いに疑問がある。

即ち、本件で不可思議なことは、被告人がパスポートの呈示を求められ、これに被告人がどう対処したかを一部始終撮影したビデオがあるにも拘わらず、検察官はこれを一切証拠請求しようとしている。

このビデオは被告人がベルー国国家警察ヒラノ中佐らによつて取り調べられ、パスポートの呈示を求められた五月二五日一四時五〇分より一五分も前からの一四時三五分ころから録画を開始されたものであり、少なくとも被告人を身柄拘束した一四時五五分まで、録画され続けていたものである。

このビデオの存在することはヒラノ中佐らの各書面にも明らかでありまた、これが日本に送られてきることも被告人の取調時にさんざん自白誘導に利用されていることから疑問の余地はない。一般に目撃者の供述調書と現場ビデオでは証拠価値としてビデオの方が手段に上であることは余りに明白である。

検察官は何故にかかる有力な証拠を有しながら、これをあえて証拠請求せずに、異国にいるベルー国国家警察の書面をわが国の証拠法を無視してまで証拠請求しようとするのか。

弁護人はビデオを証拠とすることに何の法的問題もないということを言うつもりではないが、少なくとも、一切の反対尋問を封じられた目撃者の供述調書よりは、より、真実が明らかになることは認めざるをえない。よつて検察官はもしヒラノ中佐らの書面が犯罪立証に不可欠であるというのであれば、その存在が明らかになつてゐるビデオによつては立証できないということを理由にするしかない。

弁護人は、この点について検察官に証明を求めるを得ない。検察官はビデオでは立証できないということを前提に目撃者の供述調書に不可欠性ありと主張しているのか。ビデオは何故に証拠請求できないのか、その理由を明らかにしてもらいたい。

(21)

これが明らかにされない限り、より証拠価値の高いビデオがあることがわかつてゐるのであるから、本書証に他の証拠によつては代替不能な不可欠性はないと言わざるを得ない。

#### (四) 特信情況について

① まず、各書証の外形的・客観的体裁においても特信性は存しない。甲二

四号証ヒラノ中佐作成の報告者及び甲二八号証ベラスケス少佐の報告書は六月十四日作成のものであり、事件後二〇日も経過してからの書面である。

また、甲二四号証には確かに現場写真が添付されているが、いずれも六月十四日に撮影したものであり、事件直後のものですらない。

甲二八号証はビデオを撮影したベラスケス少佐のものであるが、自らが録画したと供述するビデオの添付はない。前述したように各書面作成者は、いずれもビデオ撮影がされていて認めながら、ビデオからの証拠は一切、何ひとつ添付もされず、引用もされていない。かえつて、二〇日も経つてからわざわざ現場の写真を撮り、これを添付しているのである。

以上の点だけでも、これらが検察官が主張するように「現場写真や図面も添付するなどして説明した書面」としての特信性があるとは到底言えない。

② 検察官は本書証を「客観的な事実経過」に関するものであり作為が入り込む余地が少ないかと述べている。

しかし、本書証の内容は、「客観的事実経過」というよりも、まさに、本件構成要件事実そのものに関する決定的場面の記載であり、しかもその供述は本来信用性を疑うべき目撃供述である（例えば、渡辺保夫「無罪の発見」八三頁等では、「この種の証拠ほど誤謬を含みやすく、それでいて陪審員や裁判官などによって容易に信用され、誤起訴や誤判の原因になりやすいものはない」などとされる）。

本件でかかる性質の書証に三号書面としての地位を付与すれば、本件事実関係の認定に重要な意味を持つ各供述人の目撃状況、記憶の保全状況、記憶の保持状況などの点一切に関し、弁護人が全くチエックし得ないことになる。しかし、かかる事態は、前記目撃供述の特質から考へても不当甚だしい事態であり、絶対に許容できない。

(22)

③ そして、右書証は、いずれも、テロ対策課の役人による事件現場の報告書である。しかし、当局の作成だから信用せよというのは、あまりにも乱暴である。

そもそも、各供述人の組織法上の地位、その法的根拠自体が全く不明なものである。

検察官は、「捜査権限を有する公務員」というからには、その法的根拠を検察官は必ず明らかにすべきであるのに、本件では全く明らかでない。

また、ペルーの刑事手続一般そのものが明らかになつていてない。ペルー当局の捜査結果が、我国の法体系に照らし、どれだけの信用に値するものであるのか。これらは、ペルーの刑法訴法などを一般的に観察することである程度は明らかになるものとも思われ、かかる事項を検察官は明らかにすべきであるのに、本件では全く明らかでない。

そもそも、ペルー国において、近代的な法体系が存在し、かつ、運用されているか自体、極めて疑わしい。

④ 更に、検察官はペルー国家警察国家テロ対策局の中佐ないし少佐といふ高い地位を有しているヒラノらが、コニー・F・ベレスの所在確認といふ捜査を行つていた過程で職務質問し、旅券を確認し、車両で同行した経過の捜査報告書であるが故に特信性ありと主張する。即ち、ヒラノらは被告人を当初からコニー・F・ベレス名義をもつテロリストであることを見定め、職務質問をしたことを見出しているのである。

いかえれば、ヒラノらは被告人を当初からテロリストであると決めつけて職務質問をしたのであり、決して一般市民に一般的に職務質問をしたものではない。

弁護人は、この事実だけでも特信性ないことが明らかであると言わざるを得ない。

(25)

フジモリ大統領が、テロを撲滅するという大義名分のもとに憲法を停止するという暴挙に及んだことは記憶に新しい。日本では考えられない野蛮さで法が適用されているのである。ペルー国内のテロとフジモリ政権の関係は、戦争にも比すべきものといえる。その意味でフジモリ政権の下でテロ対策の任に当たる者は極めて当事者性の強い立場に置かれていることは疑う余地がない。従つてその供述に作為が入り込む余地がないなどは決していえないものである。

現地の対テロ法が、日本ではおよそ考へられないような人権侵害・不当捜査を容認していること、そしてそれが米国をはじめとし、世界の先進国から非難を受けていることは、最近の報道でもよく知られるところである。

⑤ 一九九三年、国際的な人権監視団体であるヒューマンライツウォッチは、ペルーでの捜査過程及び刑務所における人権侵害について以下の報告を発表している。多少長くなるが、ペルー国警察、特にテロ対策局が、国際的にいかなる評価を受けているかを明らかにするために、その要旨を紹介することとする。

まず、未決拘禁について、例えば、以下の指摘は無視できない。

「保安部隊 (the security forces) も、しばしば大量逮捕を行っているが、たとえば身分証明書の不携帯というような、直接には犯罪とならないような場合にまで逮捕拘禁を行っている。法に従えば、これらの被逮捕者は二四時間以内に裁判官による（釈放か拘留続行かの）決定を受けなければならぬことになっているが、実際にはどこか場所もはつきりしない拘置所に入れられ、「消失」してしまうことがしばしばである。これは、警察、軍の双方が関与している。

こうした環境下で、しばしば拷問が行われるのは怪しむにたりない。激しい殴打、手・顔・性器への電気ショック、強姦、汚水の中につけて窒息させる ('the submarine') 後ろ手にしばつてつるす、睡眠・食事・水を取り上げる、殺すと脅したり、家族を脅迫する、といったことが行われている。」

そして「公安関係の囚人」についてのレポートは、もはや人権侵害などという生易しいレベルの問題ではなく、むごく、悲惨、筆舌に尽くしがた

(27)

い。

以下、抜粋する。

「反テロリズム法および反逆罪に問われた囚人は、他の囚人とは明確に異なる待遇を受けている。一般囚も、ひどい扱いを受けていたとはい、それはサボタージュや管理の不手際や汚職によつてもたらされたものであつて、法で定められているわけではない。これと反対に、反テロリズム法および反逆罪に関しては、ひどい待遇は、法によって定められたものである。

一例をあげると、公安関係の容疑者 (suspects in security-related crimes) は、判事の前に連れて行かれるまでに、最大一五日間、警察によつて拘禁できる。判事が同意すれば、さらに二〇日間、警察での拘禁が認められる。こうした状況では、拷問は日常的に行われている。この間、弁護士とも家族とも面会は一切許されない。

この拘禁期間の後、容疑者はしばしば模様の囚人服を着せられて、まだ裁判官の前に行つてもおらず、正式な起訴もされておらず、弁護士との面会の機会も与えられないまま、「まぎれもない破壊活動家」として記者会見にのぞまされる。

有罪判決を受けた者も、囚人服で記者会見させられる。これは屈辱を与えるために企画されたものである。一般的の囚人の場合には、こうしたことを行われていない。

「輝ける道」のリーダーとして有罪判決を受けた Abimael Guzman は、いう服装で、動物用の籠に入れ、二度にわたつて報道関係者の前に引き出された。

反テロリズム法と反逆罪に関する法律の規定によれば、容疑の内容いかんに問わらず、すべての容疑者にたいして裁判前の拘禁を認めており、人身保護 ( habeas corpus ) の適用の権利は、裁判が終了するまで許されない。この結果、証拠の不十分な、あるいはまったく証拠すらない人たちまで相当数収容され、新しい刑務所の収容者数は跳ね上がつてゐる。こうした中には、一五歳の容疑者もいる。

テロリズムの容疑者あるいは確定囚は、とくに厳しい拘禁状態におかれ、刑務所規則によれば、食事の配給は、朝は一切のパンとお茶またはス

(29)

一匹となつており、一日分は、これ以外には、小麦のシチューか米と野菜および、わざかの肉ということになつてゐる。この貧弱な食事を捕うための、家族からの差し入れは厳しく制限されている。

一九九二年一月にアムネスティ・インターナショナルが行つた緊急行動によればテロ事犯としてSanta Monica刑務所に入れられていた女性とCastro Castro刑務所の男性は、一日に一回しか食事を与えられず、ラジオも読み物も筆記用具も一切禁じられていた。一日二四時間監房から出ることができず、何ヶ月もすごさざるをえなかつた。報道によれば、Caliao海軍基地では、ゲリラ・リーダーのために一切自然光のささない特別の監房を作つた。

## 中略

フジモリ大統領が一九九二年四月五日に議会と裁判所から権力を奪つてから最大の悲劇は、五月六日に始まり、四日間つづいたCastro Castro刑務所の騒動である。この嚴重な警備の施設の収容者のほとんどは、ペルーの二つのゲリラ組織、ペルー共産党「輝ける道」とトゥバク・アマル革命運動（TMR）のメンバーとみなされていた。五月六日、保安部隊が何人かの女性収容者を新しい刑務所に移送するためにやつてきた。彼女たちは抵抗し、男の囚人も数人がそれに加わつた。三人の警官と一〇人の囚人が殺害された。政府は、第三者機関の仲裁を拒み、五月一〇日に、正面攻撃をかけた。三九名の囚人が死亡し、多くが負傷した。政府は、いつさいの過剰攻撃はなかつた、と発表しているが、ヒューマンライツウォッチは、少なくとも行きすぎた攻撃があつたと信じるに足る証拠をもつており、いく人かの囚人は、降伏した後に、処刑されたと確信する証拠を持つている。」

⑥ このような扱いは被告人に対しても決して例外でなかつた。被告人はペルーで一〇日間、テロ対策局メンバーに両脇をかためられたまま、囚人服につれていかれていない。しかも日本で不思議に思つたが、拘束されているにも拘わらず、テロ対策局メンバーに両脇をかためられたまま、囚人服こそ着せられていなかつたが、記者会見に引き出されてゐる。当時、日本にいても、あの記者会見で被告のテロリストとしてのイメージが固められてしまつたといつても過言ではないが、これこそがテロリストに対する見せ

(30)

(31)

しめだったのである。もっとも、見せしめ記者会見を多く見せられているペルーの人々には、被告人は「本物のテロリスト」には見えなかつたとの感想をもたれたことを付言する。また、弁護人は、昨年七月末、被告人の部屋の遺留品の片付けをしたが、その際、テロ対策課がテロリストと見なした者に対する捜査がいかに無法・無軌道なものかほんの一端を見た者に対する捜査がいかに無法・無軌道の

(32)

⑦ 加えて、ペルー国家警察の腐敗ぶりも、最後に指摘せざるをえない。前述のヒューマンライツウォッチは、また以下のように指摘している。

「ペルー憲法二三三条には、「刑事施設に拘禁される者は、健康で適切な待遇を受ける」と明記されているが、それが実行されている例は見られない。

しばしば、囚人がどんな取り扱いを受けるかは、どれだけ賄賂をわたせるかにかかっている。規定以上の食事、テレビ、電話、調理、身辺警護等々の特権をうるために賄賂が必要である。こんな金のない人たち、農民とか貧しい犯罪者とか都市貧民とか精神障害者などは、生命すら保証されない状況下におかれている。」

警察の汚職・賄賂は日常茶飯事であり、事件は枚挙のいとまがない程であるが、弁護人がペルーで誰もが知つてゐる事件として聞かされた事件を紹介したい。

「ペルー国國家警察将軍はバー・テイラーがお好き」と、あるテレビ局が暴

(33)

露した事件。暴露に基づいてペルー国国家警察もしづしづ調査したところ、事実と判明。別名「ナルコ・デパートメント事件」といい、ペルー国国家警察長官らがマフィアから没収したコカインやリマ市内の高級アパートを、私事のパートナー等に大いに活用して楽しんでいた。メンバーはペルー国国家警察長官をはじめとし、リマ首都管区区長、大統領主治医、テロ対策本部長等々一〇人位のペルー国国家警察将軍達。全員が一九九五年末、ひとつそりと公職を退職した。世論の要求もあり、国会でも取り上げられて、一九九〇年（第一次フジモリ政権成立）からの軍・ペルー国国家警察による接收財産リスト・現在情況報告書が作られることになった。車両の何台かを消防署に使わせていたなどといふまともに近いのはまだましとして、軽飛行機、ヨット、ランチ、家等どこへ行つたか不明、どこに責任があるのかも不明という、「不明」の山が残つた。「そんなランチとは知らなかつた。返す」と、あるペルー国軍将軍がランチ隻を返却したということである。

(34)

また、一九九四年、最大日刊紙であるエル・コメルシオ紙が暴露した、停年に備えてペルー国国家警察病院院長が、出生証明書を偽造した事件。内部告発を受けた同紙は、ペルー国国家警察病院院長のA将軍が自らの出生証明書を偽造し、停年を数年先延ばしにしている疑いがあるので、然るべき調査をすべきであると主張。同紙は、独自調査も実行し、決め手である戸籍原簿を確認。ところが、役所保管の戸籍原簿の当該ページがその前後数ページとともに紛失していることが判明。しかし、さすがカトリック國。A將軍出身地の教会には、洗礼記録が保管されており、その記録は、内部告発者の主張が正しいことを語っていた。

これらは、いずれも、ペルー国内で大きく報道されたものである。

因みに、被告人の部屋にあった現金、君の部屋にあった現金も、更に被告人の大家の部屋にあつたトランジスタラジオもどこにいったのか不明であり、テロ対策局捜査官の私物となつてゐると思われる。

⑧ここは日本の法廷である。適法手続きと公平な裁判を保障した憲法が生きている場である。この場に、人権侵害と腐敗にまみれたペルー国国家警

(35)

フジモリ政権がテロ対策に一定の成果をあげたとしても、その手段・方法に幾多の問題があることは世界的に公知の事実なのである。

ペルー国国家警察テロ対策局がテロリストの捜査のために作成した書面だから信用性があるなどという主張 자체、世界の笑い者である。

弁護人はよもや、日本の警察、検察官がペルーと同じレベルの人権感覚などとは思いたくもないが、世界の世論にも拘わらず、あまりに安易にペルー国国家警察への信頼を表明されると、それも疑わざるをえない。先進国の刑事訴訟手続きにふさわしい証拠方法をとるべき事を要請する。

⑨以上、あらゆる理由において、甲二四・二六・二八号証には特信情況は存しない。

### 三 結語

以上のとおり、検察官請求の書証はいずれも刑訴三二一条一項三号の要件を満たさないものであるから、申請を却下すべきであることを弁護人の意見とする。

(36)

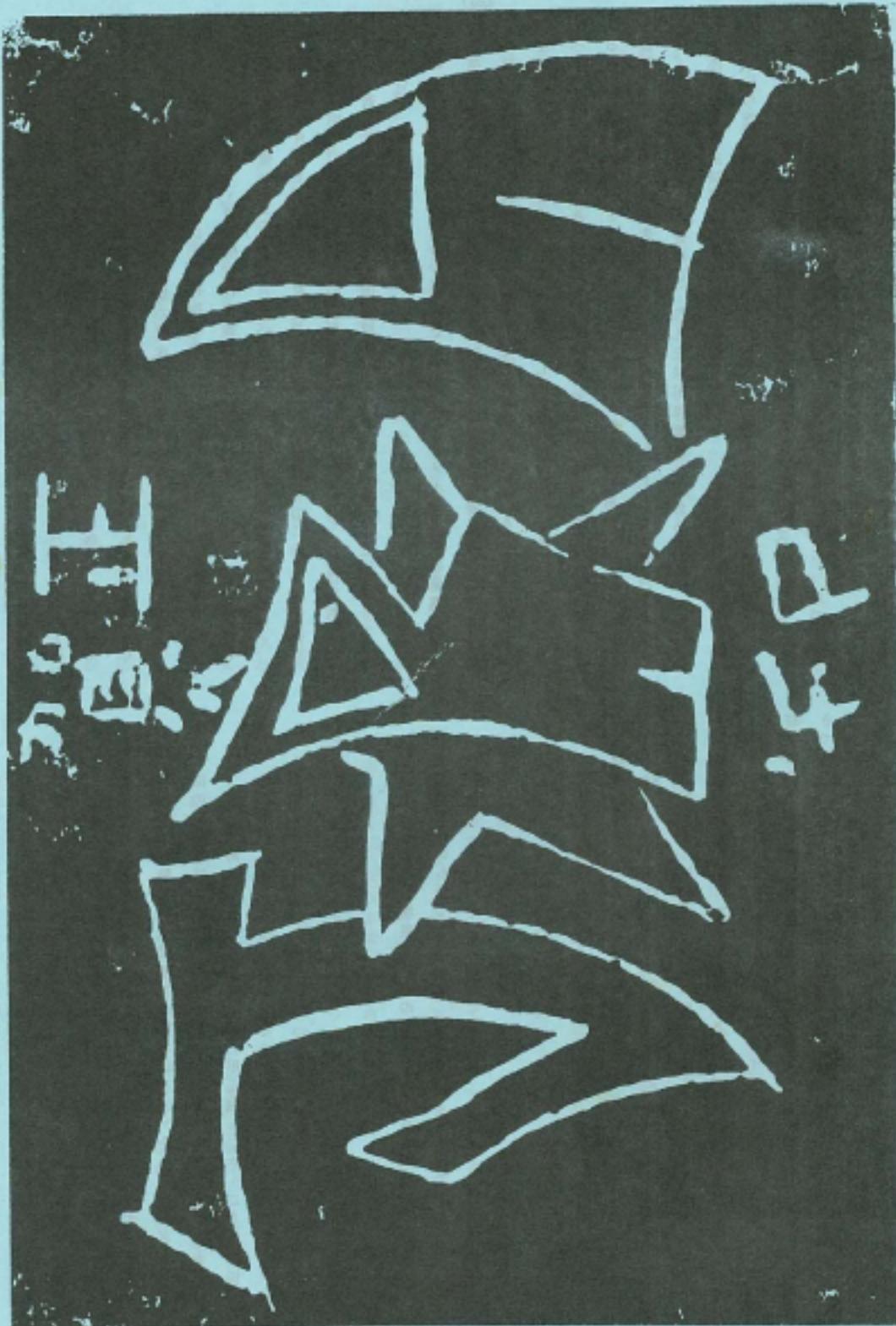
#### 第二 証拠物（甲三三号証）

右証拠（旅券）の取扱には異議がある。

すなわち、右旅券は、ペルー国内の正規の法的手続によらずして当局に取得された疑いが極めて強い違法収集証拠であるから証拠能力を有しない。

この点に關する高松証人の証言によるも、右旅券がペルー国内にていかなる法的根拠にて当局に取得されたのかは一切不明のままである。したがつて、旅券の証拠収集の適法性に関する立証は今のところ一切ないから証拠採用はなされるべきではないと考へる。

以上



丁君の年賀状。赤一色づけた。〔'FP→'97〕